

改正

平成一六年一二月一六日条例第四〇号

平成一七年一〇月六日条例第五六号

平成二六年三月二〇日条例第九号

平成三一年 三月二七日条例第五号

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例をここに公布する。

岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例

(設置)

第一条 県民の中部山岳国立公園の利用の用に供するため、高山市に岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

(使用の拒否)

第二条 知事（第七条第三項の規定による指定があつた場合は、指定管理者（同項の規定による指定を受けた者をいう。以下同じ。））。次条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用を拒否することができる。

- 一 駐車場の管理上支障があるとき。
- 二 駐車場を使用させることが適当でないと認めるとき。

(遵守義務)

第三条 駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、利用者があらかじめ知事の許可を受けた目的の範囲内において行う行為は、この限りでない。

- 一 駐車場の施設、設備等をき損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 他人に危害又は迷惑を及ぼす物を携帯しないこと。
- 四 物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告等を配布しないこと。
- 五 火気又は危険物を取り扱わないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、利用者が前項の規定に違反した場合は、その行為の中止を命じ、これに従わないときは、駐車場から退去を命ずることができる。

(利用料金)

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第二百四十四条の二第八項の規定により、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金は、駐車場に駐車する次の表の上欄に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。

区分	金額
乗車定員が三十人以上である自動車	一回につき七、三三〇円
乗車定員が十一人以上二十九人以下である自動車	一回につき三、一五〇円
乗車定員が十人以下である自動車又は乗車定員がない自動車	一回につき一、七八〇円
公益上その他の事由によりやむを得ないと認められる用務に使用する自動車で規則で定めるもの	一回につき八四〇円

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金を定めようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより知事に申請し、その承認を得なければならない。

(利用料金の納入等)

第五条 駐車場を使用しようとする者は、利用料金を指定管理者に支払わなければならない。

2 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第六条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認める場合は、利用料金を減免することができる。

(指定管理者の指定)

第七条 法第二百四十四条の二第三項の規定により、駐車場の管理を知事が指定する法人その他の団体に行わせるものとする。

2 前項の規定による指定を受けようとする者は、知事が別に定めるところにより、駐車場の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添付した申請書を作成し、知事に申請しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請が次の各号のいずれにも該当する者のうちから最も適当な者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- 一 県民が駐車場を平等に利用するために必要な措置が講じられていること。
 - 二 駐車場の管理に関する事業計画が、駐車場の適正な管理のために適切なものであること。
 - 三 前号の事業計画の適正な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有する者であること。
- 4 第二項の規定による申請をした者が法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者である場合は、前項の規定による指定をしないものとする。
- 5 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。
- (指定管理者の指定の取消し等)

第八条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第三項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 駐車場の管理の業務又は経理の状況に関し、知事が必要と認めてする指示に従わないとき。
 - 二 前条第三項各号のいずれかに該当しなくなったとき。
 - 三 第十条各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。
- 2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（第四条第一項に規定する利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、知事が臨時に駐車場の管理を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、知事は、同条第二項の表に掲げる額の範囲内で知事が定める使用料を徴収する。
- 3 前項の場合にあっては、第五条及び第六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(業務の範囲)

第九条 駐車場の管理に関し、指定管理者が行う業務の範囲は、第二条及び第三条に規定するもののほか、次に掲げるとおりとする。

- 一 駐車場の維持管理に関すること。
- 二 利用者への便宜の供与に関すること。
- 三 利用の促進に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(管理の基準)

第十条 指定管理者が行う駐車場の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 営業及び休業については、次に掲げるとおりとすること。

イ 五月十五日から十月三十一日までの間は、無休とすること。

ロ イに掲げるもののほか、臨時に休業し、又は休業日に業務を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

二 利用時間については、次に掲げるとおりとすること。

イ 午前七時三十分から午後五時三十分までを利用時間とすること。ただし、七月から九月までの間は、午前四時から午後五時三十分までを利用時間とすること。

ロ イに掲げるもののほか、利用時間を変更するに当たっては、あらかじめ知事の承認を得ること。

三 駐車場の管理に当たって必要があると認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、駐車場の利用を制限すること。

四 駐車場の管理に従事している者又は従事していた者が、当該管理に関して知ることのできた個人に関する情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要な措置を講ずること。

(事業計画書の提出等)

第十一条 指定管理者は、毎事業年度、駐車場の管理に関する事業計画書を作成し、当該事業年度の開始前に、知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(管理の休廃止)

第十二条 指定管理者は、やむを得ない理由により駐車場の管理の業務を休止し、又は廃止するときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

(公示)

第十三条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

一 第七条第三項の規定による指定をしたとき。

二 第七条第五項の規定による届出があったとき。

三 第八条第一項の規定により指定を取り消し、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条の承認をしたとき。

(過料)

第十四条 第三条第二項の規定による退去の命令に従わない者は、五万円以下の過料に処する。

(委任)

第十五条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成十六年十二月十六日条例第四十号)

この条例は、平成十七年二月一日から施行する。

附 則 (平成十七年十月六日条例第五十六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の岐阜県中部山岳国立公園乗鞍鶴ヶ池駐車場条例第七条第三項の規定による指定及びこれに関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(岐阜県乗鞍環境保全税条例の一部改正)

- 3 岐阜県乗鞍環境保全税条例(平成十四年岐阜県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (平成二十六年三月二十日条例第九号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年三月二十七日条例第五号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。